公正取引委員会規則原案に対する意見

社団法人 関西経済連合会 企業 経営委員会

今般の改正によって、独占禁止法の執行力は大幅に強化された。それに伴って適正手続を確保し、当事者主義の構造を推進することの重要性はますます高まっている。また課徴金減免制度は、企業のコンプライアンス体制を前提とし、これを推進するための制度であるから、コンプライアンス体制を促進するために有効な制度設計が求められる。

従って今次法改正に伴う諸規則の新設、改廃に際しては、

手続の透明性、予測可能性を増大し、当局による恣意的な運用の虞を除去し、当事者主義に基く適正手続を徹底する制度設計とすること 企業のコンプライアンス徹底への努力を促進するための諸方策を講ずること

を主眼とし、規則に規定できるものは規則化し、規則化になじまないも のはガイドライン等で明定し、公表すべきである。

以上のような観点から、当委員会では、公正取引委員会規則原案について下記のとおり、意見を提出する。本意見の趣旨を十分に踏まえ、適切な対応がなされることを期待する。

以上

1.公正取引委員会の審査に関する規則について

AA		
第11条	審尋調書	・現状において、供述人が増減変更の申立てをしたにもかかわ らず、審査官によっては、その供述を調書に記載しないこと
		が散見される。審査官に対して、本規則の徹底を促されたい。
第13条	供述調書	・違反被疑事件における事情聴取時に供述人が調書を作成し
		てもらいたい旨を審査官に要請しても作成されないという
		事例が見られるため、「必要があると認めるときは」は削除
		すべきである。
第18条	提出命令の対象	・対象物件の閲覧・謄写が認められないことにより、事件関係
	物件についての	人の防御権が著しく損なわれる恐れがあることから、審査に
	閲覧及び謄写	著しい支障が生じない限り、防御権確保のため、閲覧・謄写
		は認められるべきである。したがって、「事件関係人又は参
		考人が事業を行う上で」との要件を削除すべきである。
		・閲覧・謄写の日時、場所、方法の指定は、事件関係人等の権
		利行使を制限する可能性があることから、指定は事件関係人
		等の意見を踏まえた上、書面で行うべきこと、また指定に対
		する異議申立てが可能であることを明記すべきである。
第20条	被擬事実等の告	・文書を交付する「関係者」の範囲を明示すべきである。また、
	知	事件関係人との関係を明確化すべきである。
		・被疑事実の要旨の告知にあたっては、対象商品・役務、対象
		市場、被疑行為等を明確にし、不当に検査範囲が拡大されな
		いようにすべきである。
		・3号の「関係法条」はできるだけ詳しく記載すべきである。
		特に、不公正取引の場合には、一般指定の何号に該当するか
		も明記すべきである。
		・様式(第3葉)とは異なるものと考えられるところ、様式を
**	14	明示すべきである。
第21条	検査調書 	・検査の正確性を期すため、検査の立会人がいる場合、その者
		の氏名や職業を記載するだけでなく、当該立会人に調書内容
77 0 1 F2	111.00 14 00 0 0 0	の確認・署名を求めることとすべきである。
第24条	排除措置命令前	・1項3号の意見申述、証拠提出の「期限」について、具体的
	の通知	に何日以内かを明確にすべきである(例 30 日以内)。
		・1項2号の「委員会の認定した事実」の内容に関し、委員会
		は、その認定の根拠となる主な証拠(供述調書を含む)も開示
		すべきである。 ・2.項の「正光な理力があると初めた場合」について、次音性
		・2 項の「正当な理由があると認めた場合」について、恣意性
		を排除する観点から、どのような場合が該当するのかを明記している。またその際、タ家人による意見中球、証拠担
		すべきである。またその際、名宛人による意見申述、証拠提出のためには相応の進備期間が必要であることに配慮すべ
		出のためには相応の準備期間が必要であることに配慮すべ きである。
第25条	排除措置命令前	・排除措置命令の名宛人となるべき者から請求のある場合に ・
カムコボ	の説明	・ 排除相直のマの石犯人となるへき有から間水ののる場合に は、委員会は必ず説明を行うこととし、それを明記すべきで
	マンロルドワ	は、安貞云は必ず説明を行うこととし、それを明記すべきとある。
		・代理人であっても説明が受けられる旨、明記すべきである。
		・「委員会の認定した事実に関する証拠」のうち、文書である
		女只ない心にして子大に対する血がしのブラ、大百しのも

		ものについては、謄写を許可すべき旨明記すべきである。 ・どのような場合が説明対象になるのかを明示した上で、実施 方法を明らかにすべきである。
第26条	意見申述等の方 式	· 意見申述や証拠提出を行った場合、審判手続においてどのように扱われるかについて明記すべきである。
第27条	代理人による意 見申述等	・弁護士および弁護士法人以外の代理人の承認基準を明示すべきである。
第28条	排除措置命令書の送達	・従来の勧告における事実内容の記載は、欧米の競争当局の認定あるいは訴訟判決文と比べても、非常に粗く定型的な記載に留まっており、今後の排除措置命令書においては、具体的内容、証拠等、さらに緻密な事実認定を記載すべきである。
第32条	文書のファクシ ミリによる提出	・電磁的方法による提出も可能とすべきである。
第34条	排除措置命令の 執行停止等	・どのような場合に排除措置命令の執行停止が認められることになるのか、法54条で必要と認められるための要件を、明示すべきである。
様式(第 2葉)	審査官の権限	・規則9条1項と平仄をあわせ、被疑事業者による誤解を防止するため、1号では「出頭命令書」および「報告命令書」、2号では「鑑定命令書」、3号では「提出命令書」がそれぞれ必要である旨、各号に明記すべきである。
その他	警告	・警告は、独禁法違反のおそれがあるに過ぎないにもかかわらず公表される。このことによる企業の受ける不利益は著しく大きい一方、現在は、公取委に対して争う法的な手段がない。警告の全面公表について再考し、原則として規則 24 条、25条に基づく排除措置命令前の通知、説明と同様の手続きが行われるべきことを明示すべきである。また、異議申立の手続きを明示すべきである。
	「弁護士秘匿特 権」、「自己負罪 拒否特権」の扱 い	•

2.公正取引委員会の審判に関する規則について

第12条	審判官の指定	・慎重な審査を担保するため、被審人が申立を行えば、必ず審 判官複数制を採用することとすべきである。 ・被審人による審判官の忌避手続を設けるべきである。
第14条	審判事務職員	・当該事件の審査に関与した審判事務職員は、審判事務職員に 指名できないこととすべきである。

第15条	代理人	・4項および7項の提出先は「審判長」とすべきである。 ・弁護士以および弁護士法人以外の代理人の承認基準を明示す べきである。
第18条	適正かつ迅速な審理の実現	・2項の「審判手続の計画的な進行」は審判官の責務であり、 被審人や代理人まで責務を負うかの表現は不適当である。な お、現状の審判手続においては、被審人の釈明に対し、審査 官側の対応が不十分、不適切であることが、迅速な審理の妨 げとなっているケースが散見される。 ・被審人に要求される「協力」の具体的内容・義務を明示すべ きである。 ・審判の迅速化の過程で、被審人の利益への配慮がなされるべ きであることを明記すべきである。
第22条	被審人又はその 代理人の不出頭 の届出	・届出先は「審判長」とすべきである。
第28条	審査官の主張変更	・審査官の主張変更の限界を明確化するため、また、2項の表現との整合性の観点からも、3項の「配慮しなければならない」を「にしなければならない」に変更すべきである。 ・審査官の主張変更について、被審人の異議申立手続を明示すべきである。
第34条	審判官に対する 異議の申立て	·実効性確保の観点から、現行どおり、「委員会」に対して異議を申し立てることとすべきである。
第36条	準備書面	・提出先は「審判長」とすべきである。
第46条	文書等提出命令 の申立て	・申立てが却下された場合には、委員会に対して異議申立手続 きがとれるよう、明記すべきである。
その他	犯則調査とのファイアーウォー ル	・行政調査手続と犯則調査手続とのファイアーウォールを制度的に保障するため、審判手続の過程において提出命令により提出された証拠、及び審尋の調書が犯則調査に使われる場合について、被審人(ないし被疑者)の異議申立手続を設けるべきである。

3.公正取引委員会の犯則事件の調査に関する規則について

第2条	犯則事件調査委	・事務総局審査局特別調査部の職員は犯則事件調査のみを担当
2,5 = 3,7	員の指定	し、行政調査には関与しないということが前提であれば、そ
		のことも明示すべきである。
		・審査局特別調査部では、審査局長の段階ではファイアーウォ
		ールが外れてしまう。審査局と並列で「犯則調査局」を設け、
		事務総長に直接報告することにより、ファイアーウォールの
		機能を担保することできる。
第4条	犯則事件の調査	・審査官等がファイアーウォールに反する行為を行った場合
	開始	の罰則について明記すべきである。
		・犯則調査で得た証拠を、直接行政調査に流用してはならない
		旨明記するとともに、流用があった際の被疑者の異議申立手
		続きを設けるべきである。
		・4項で、審査官は行政調査に際して接した事実を、「直接」
		犯則事件調査職員に報告してはならないとされている一方、

		審査官は当該事実が犯則事件の端緒となると思料される場
		合、事務総局審査局長への報告が義務付けられている。また、
		2項では事務総局審査局長は委員会に「事実の概要」を出来
		る限り明らかにして報告する義務が課されており、3項では
		委員会の指示により犯則事件調査職員が犯則事件調査にあ
		たるとされている。これでは、情報の遮断性が担保されてい
		るとは言えないため、真のファイアーウォールの確保につい
		て、さらに明確な定めが必要である。
第5条	調査終了後の報	・犯則事件とならなかった場合、犯則調査で収集した情報や証
	告事項	拠物が、行政調査部門に提供されることなく、返却される旨
		を明記すべきである。

4. 課徴金の減免に係わる報告及び資料の提出に関する規則について

77 A 47	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	アクラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第1条	調査開始日前の 違反行為の概要 についての報告	・匿名での事前相談についても、条文に明記すべきである。
第2条	提出の順位及び 提出期限の通知	·事業者の予測可能性の観点から、様式第二号の提出期限につき、明確に記載すべきである。
第 3 条	調査開始日前の報告及び資料の提出	・提出期限に様式第二号及び資料の提出ができない場合に、どうように扱われるのかを明記すべきである。また、提出期限に全部の提出資料がそろわない場合、後日の追加提出を許容すべきである。 ・「調査開始日」とは「当該違反行為に係る事件について立入検査又は臨検・捜索等が最初に行われた日」とされているが、調査開始日前の報告か否かを判断する、あるいは、第5条における15日の起算日を把握するため、立入検査又は臨検・捜索の事実を公取委として公表してもらいたい。自社に立入検査がなくても、他社に立入検査があった場合、それ以降の報告は調査開始日前の報告にはならないのであれば、企業として、適切なリーニエンシーの申告の機会が失われるおそれがある。
第 4 条	調査開始日以後 の報告及び資料 の提出	・上述のとおり、立入検査の事実を公表すべきと考えるが、公表しない場合でも、少なくとも、公取委は立入検査を行った事実をすべての事件関係人に対して通知すべきである。そうでなければ、立入検査を受けた事業者に比べ、受けなかった事業者が、特に調査開始日以後の報告に関して、その後の対応に不利益を被ることになる。 ・本法第7条の2第9項1号が要求している「既に公取委によって把握されている事実を除く」の判断がどのようになされるのかについて、明示すべきである。
第7条	報告書及び資料 提出の順位等	・報告書の内容に不備があった場合、提出の順位が変動する可能性があることを明記すべきである。 ・報告書の内容に重大な誤りがあった場合の扱いについて、記載すべきである。

頃については、未記入であっ 記すべきである。
料を提出することもあり得る 料の記載欄を設けるべきであ
において、各様式で共通する
きである。
ることになっているが、迅速
名等でも認めるべきである。
、親子会社間においては、子
徹底も、親会社の法務部門が
ら、親会社への報告は、第三
\ことを明記すべきである。 示も認められるべきである。
<u> 国会答弁において、「少なく</u>
国芸音がためいて、 クなく ては、刑事告発をしない」旨、
司長も、同答弁にお <i>いて、</i> 「独一
検察官が訴追裁量権の行使に
公正取引委員会の判断を十分
委員会からの告発なしに刑事
の言及もあった。こうしたこ
携の下に、「違反行為の第一
ない」旨、文書により正式に
月 20 日付の「独占禁止法違
正取引委員会の方針」や、平 題協議会の設置等について」
^{退励議去の設直寺について」} されるべきと考える。
高斗斗 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

以上